

岐阜県公報

第 千 九 百 九 十 号
平 成 二 十 年 十 月 十 四 日

(火曜日)

目 次

告 示

河川区域指定告示添付平面図の変更
岐阜都市計画道路事業の認可

(河 川 課) 六七五
(街路公園課) 六七五

土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所) 六七六

告 示

岐阜県告示第六百五号

河川区域の指定に関する告示(昭和五十一年岐阜県告示第二百十三号)別表中木曾川水系長良川に係る河川区域指定告示添付平面図第七号図を変更するので、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条第四項の規定により告示する。
なお、変更図の図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県美濃土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第六百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
岐阜市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画道路事業 三・三・七号岐阜駅高宮線
- 三 事業施行期間

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日)に当たる
ときは翌日

平 成 二 十 年 十 月 十 四 日

平成二十年十月十四日から
同二十七年三月三十一日まで
四 事業地

収用の部分 岐阜県岐阜市本町一丁目、今町四丁目、梶川町、松ヶ枝町、益屋町並
びに大宮町一丁目及び二丁目地内
使用の部分 なし

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により
公示する。

平成二十年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
大垣土地改良区	平成 三〇・一七	理事	大橋 孝 司	大垣市難波野町 六二番地

平成二十年十月十四日印刷
平成二十年十月十四日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一 岐阜県
発行所 岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）